

高次脳障がい者の家族の集い

留萌保健所では、高次脳機能障がい者の家族の集いを開催しています。

この集いは、高次脳機能障がいと診断、または疑いのある方のご家族が集まり、お互いの体験や思いを語り合う場です。

高次脳機能障がいは、気づかれにくい「障がい」と言われており、ご本人やご家族は悩みを抱えこみやすいことから、同じ悩みをもつ家族との交流や、他の家族の体験などから「障がい」への理解を深めることで、ご本人への関わりを学んだりすることを目指しています。

◆対象者 高次脳機能障がい者（疑いを含む）の家族

◆日時 平成26年6月12日（木）10時～11時半
平成26年11月5日（水）10時～11時半

◆場所 留萌保健所一般相談室

◆内容 話し合い・意見交換

◆参加費 無料

◎問い合わせ先

留萌保健所健康推進課保健師 ☎42-8327

無線機器の使用には技適マーク㊦の確認を！

総務省では、6月1日の「電波の日」から10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用に関するルールの周知・啓発活動を展開しています。

無線LAN機器や特定小電力トランシーバーなどを購入するときは必ず技適マークをご確認ください。技適マークの付いていない外国規格などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。

総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は下記へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

北海道総合通信局

（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎）

☎011-737-0099

〔電話受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00
（土・日・祝日を除く）〕

✉soudan-hokkaido@soumu.go.jp

🌐http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/

留萌保健所からのお知らせ

指定薬物の所持・使用・購入は、薬事法で禁止されています。（平成26年4月1日施行）

【罰則】

違反した場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとしたこと。

使用すると呼吸困難を起こしたり、死亡したり、異常を起こして他人に危害を加えたり、重篤な後遺症が残るなど、麻薬、覚せい剤と同じか、それ以上の恐ろしさを持っています。

**違法ドラッグは、買わない、使わない、かかわらない。
ダメ！ゼッタイ！**

◎問い合わせ先

北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課医療薬務グループ

☎011-231-4111（内25-330）

雇用保険の制度改正に係るお知らせ

◆育児休業給付金の支給率が引き上げられました。

平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業の初日から180日目までの給付率が67%（従来は50%）に引き上げられました。

※育児休業給付金の支給を受けるには一定の要件があります。

◆就業促進定着手当が創設されました。

雇用保険の再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、低下した賃金の6か月分（上限額があります。）を支給する制度です。
※平成26年4月1日以降に再就職することなど一定の要件があります。

◎問い合わせ先

ハローワーク留萌 ☎42-0388